

鑑 237 号  
平成22年 2月24日

会 員 各 位

社団法人 日本不動産鑑定協会  
会 長 神 戸 富 吉  
情 報 安 全 活 用 委 員 会  
委 員 長 渋 井 和 夫  
( 職 印 省 略 )

## 閲覧した取引事例等の情報安全管理態勢の維持向上について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から、本会の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題に掲げた閲覧した取引事例等の情報安全管理態勢の維持向上については、新スキームによる情報の収集及び分配態勢が定着し、コンピュータシステムを使用した取引事例情報等の取扱いが私たちの活動の基盤を形成する中であって、ますます重要性を増してきていると受け止めています。

そこで、来年度の事業計画を固めるこの時期に、会員各位に一層の情報安全管理態勢の維持向上の強化に向けた取組みをお願い申しあげる次第です。

本会としても、「資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程」等に基づき、会員各位の表題に関する取組状況について、必要に応じフォローアップなどの対策を講じていく所存です。

なお、「資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程」に規定する関連条文を抜粋し、ご参考までに以下に列举します。

敬 具

### 【参考】

#### (安全措置の整備)

**第7条** 協会団体及び会員は、鑑定法に定められた守秘義務、並びに個保法による個人情報保護の観点から、関係する法令、ガイドライン等に定められた安全措置の基準をみたく業務体制の整備に努めなければならない。

2 前項の安全措置には、内部からの情報の持ち出しを防除するなど人的な安全措置、資料や情報の管理に関する管理権限等の規程の整備や管理責任者の設置など組織的な安全措置、資料・情報の置かれている部屋への入退出管理や盗難防止など物理的な安全措置、電磁的な処理が行われた情報データに関する流出防止や不正アクセスからの防御など技術的な安全措置等、多面的な対応が含まれることに十分配慮しなければならない。

#### (情報管理意識の徹底)

**第14条** 協会団体及び会員は、情報管理意識の徹底を図るため、その事業所等において、定期的に内部研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。業者会員の長又はこれに代わる者及び資料業務補助者等についても同様とする。

#### (利用目的の特定と明示)

**第 17 条** 協会団体及び会員は、事例資料を収集するときは、その利用目的を「鑑定評価等業務」等に特定し、収集先である取引当事者に対しては、これを明示しなければならない。

#### (本会による立入り調査及び指導)

**第 24 条** 本会は資料の管理について、関連法令やガイドラインなどに照らして不適切に取扱われた時、または取り扱われようとしている時は、当該会員の事務所等資料の管理が行われている場所に立入り、必要な指導、勧告を行うことができる。

2 前項の立入り調査については、当該会員は正当な理由がない限り、これを拒むことはできない。

3 第 1 項の立入り調査に際しては、当該会員は、代表者又は業者会員の長又はこれに代わる者、及び第 21 条に定める管理責任者を立ち合わせ、個人情報の適正な取扱いの確保が円滑に行われるよう協力しなければならない。

4 本会は第 1 項の立入り調査について、士協会に協力を求めることができる。

5 本会は、士協会等が第 1 項に該当する時にあつては、前 3 項の規程を準用して必要な指導、勧告を行うものとする。

6 第 1 項の立入り調査の実施方法については、別途細則に規定する。

#### (閲覧資格の要件等)

**第 25 条** 士協会等における事例等資料の閲覧については、次の各号をすべてみたす者が鑑定評価等業務を行う目的で利用する場合に限ることとし、その要件は士協会等において定めるものとする。

以下省略

#### (閲覧目的の明示)

**第 27 条** 閲覧者は、閲覧しようとする資料の閲覧事務担当者に対して、当該資料の利用目的を明示しなければならない。

2 利用目的を明示しない者に対しては、閲覧事務担当者は閲覧をさせてはならない。

#### (閲覧資料の利用結果の報告)

**第 28 条** 協会団体は、閲覧者に対して、必要に応じて、その利用結果の報告を求めることができる。

2 会員は、協会団体から、資料の利用結果について報告を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

#### (目的外利用の禁止)

**第 33 条** 協会団体及び会員は収集した事例資料を、原則として、取引当事者などの資料提供者に明示、又は通知若しくは公表した利用目的以外に利用してはならない。

2 協会団体及び業者会員に所属する資料業務補助者においても同様とする。

#### (資料の閲覧及び利用に関する違反)

**第 41 条** 第 32 条、第 33 条、又は第 35 条のいずれかの規定に違反した会員は、違反の報告を行い、すでに利用した資料やデータ、発行した調査書や評価書などの提出物について適切な措置をとりかつ立入り確認を受けるまでの間、協会団体において閲覧停止の処分とする。ただし、閲覧停止期間は 3 月間を限度とし、更新を妨げない。